高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年７月11日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［３］⑾③のうち、「令和６年７月12日から令和７年７月11日まで（ただし、令和６年８月９日から令和６年８月18日、令和６年９月14日から令和６年９月16日、令和６年９月21日から令和６年９月23日、令和６年12月26日から令和７年１月５日及び令和７年４月25日から令和７年５月７日までの間を除く。）」を「令和６年７月12日から令和８年12月31日まで（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）」に改める。

３．［３］⑿③のうち、「令和６年７月13日から令和７年７月12日まで（ただし、令和６年８月９日から令和６年８月18日、令和６年９月14日から令和６年９月16日、令和６年９月21日から令和６年９月23日、令和６年12月26日から令和７年１月５日及び令和７年４月25日から令和７年５月７日までの間を除く。）」を「令和６年７月13日から令和８年12月31日まで（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）」に改める。

３．［３］⑿④イ㈠の表を次のとおり改める。

路線名	対象区間
山陽自動車道吹田山口線	河内インターチェンジから廿日市ジャンクションまで（令和７年７月12日まで適用する。）
	河内インターチェンジから廿日市ジャンクションまで 及び大竹ジャンクションから岩国インターチェンジまで（令和７年７月13日から適用する。）
中国横断自動車道広島浜田線	広島ジャンクションから広島北インターチェンジまで
広島岩国道路	廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまで（令和７年７月12日まで適用する。）
	全区間（令和７年７月13日から適用する。）

生命保険契約者保護機構令和６年度決算に関する公告

令和７年７月11日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号新国際ビル９階
生命保険契約者保護機構
理事長　笠間　治雄

一般勘定　財産目録

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
（流動資産）		**2,827,947**	**（流動負債）**		**518,743**
現金・預金	振替口座・普通預金	2,827,947	未払金	未払経費（社会保険料等）	110,197
（固定資産）		**400,009,332,406**	預り金	源泉所得税等	408,546
有形固定資産		6	**（特別法上の引当金等）**		**400,000,000,000**
建物	室内工事・電気工事費	3	保険契約者保護資金		400,000,000,000
動産	ＦＡＸ機、金庫、応接セット	3	保険契約者保護資産見返	保険契約者保護資産と同額	400,000,000,000
投資その他の資産		400,009,332,400			
保険契約者保護資産	金銭の信託・振替口座・普通預金	400,000,000,000			
敷金・保証金	賃貸人へ差入れ	9,332,400			
資産合計		**400,012,160,353**	**負債合計**		**400,000,518,743**
			正味財産		**11,641,610**